

副本

令和2年(ネ)第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件


控訴人 高橋靖昌外19名


被控訴人 東京都


準備書面(1)

令和3年3月4日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

被控訴人指定代理人 石澤泰彦 

同 中村隼 

同 槇島拓哉 

(目次)

第1	人格権に基づく差止請求における主張立証責任について	2
第2	建設工事について	6
1	控訴理由書の認否	6
2	現在の工事状況	8
3	予定からの変更点とその影響	10
4	現在も継続している本件工事に伴う被害防止又は軽減のための対策	11
第3	本件調節池の必要性について	12
第4	求釈明について	14

第1 人格権に基づく差止請求における主張立証責任について

1 控訴理由書の認否

控訴理由書第1（3頁ないし15頁）は、争う。

2 被控訴人の反論

(1) 「2 一般的判断手法」に対する反論

ア 控訴人らは、差止請求が認められるための侵害行為の違法性の有無を判断するに当たっては、①加害行為の内容と、被害の性質・内容、②被害防除・軽減措置の状況、③加害行為の社会的有用性・公共性、④加害行為の行政的基準の遵守状況などが、総合的に比較考量され、その上で、受忍限度を超えるような加害行為が違法と評価されるとする（控訴理由書3頁）。

しかし、原審判決のとおり、「本件工事のような公共事業につき、原告らのような第三者に対する関係において差止請求を認容すべき違法性があるというためには、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えたものであることを要するというべきである」（原審判決30頁）という、これまでの最高裁判決に沿った適切な判断基準に立つべきであり、控訴人らの見解は妥当でない。

イ 控訴人らは、控訴理由書で、侵害行為の違法性の有無を判断するに当たっては、その判断考慮要素として、「④加害行為の行政的基準の遵守状況」という要素を考慮すべきと主張し、また、具体的に本件では「④本件調節池の建設工事に関する行政的基準の遵守状況（住民への説明内容、住民参加を含む）」という要素を考慮すべきと主張している（控訴理由書3～4頁、45～47頁）。

しかしながら、これらの控訴人ら主張は、客観的な法秩序の維持（法規の客観的適正の保障）、さらには一般公共の利益を保護することにつながる事情を考慮要素とすべきというものであり、民事訴訟（差止請求訴訟）である本件訴訟の本来の目的（個人的な権利利益の保護）からは離れた、行政訴訟（抗告訴訟）的観点（取消訴訟の適法性維持機能。乙57・塩野【第5版】85～86頁）或いは主観的訴訟を離れた客観的訴訟としての要素（乙57・81頁）を含む主張であり、本件調節池建設工事によって、控訴人らの生命・身体・生活環境の安全性が害され、または害されるおそれがあるとして、人格権に基づき、同工事の差止めを求める本件訴訟にはなじまないものであって失当というべきである。

(2) 「3 河川管理の瑕疵に関する最高裁判決も参照されるべきであること（控訴審における主張の補充）」に対する反論

ア 控訴人らは、河川管理の瑕疵に関する最高裁判決も参照されるべきであるとして、大東水害最高裁判決（最一小判昭和59年1月26日民集38巻2号53頁）等の国家賠償法2条1項の営造物の設置又は管理に瑕疵があるとする事案を挙げ、本件調節池のような河川管理施設建設の公益性・必要性（いつ、どこに、どのような種類の、どのような規模の河川管理施設を整備するか）を判断する上で考慮されなければならないとする（控訴理由書4～5頁及び11頁）。

具体的には、河川管理の瑕疵を判断するに当たって考慮されるべき「河川管理の特殊性」（同5頁、7頁）は、河川管理施設である本件調節池にそのまま当てはまり、特に控訴人らのいう「下流原則」（治水事業の実施に当たっては、原則として下流から上流に向けて行うことを要するとする技術的制約）が重要であって、本件において、河床掘削を上流部で行う場合はその下流域の水害の危険性は工事前より増加することになるから、仮に、例外的に上流部の整備を先行するのであれば、その例外的取り扱いを正当

化するだけの合理性があるかどうかについて、より一層、慎重に検討されなければならない、と主張する（同11～14頁）。

イ しかしながら、控訴人らの上記主張によっても、本件調節池整備の公益性・必要性には何の揺らぎもないというべきである。

前記「河川管理の特殊性」とは、道路のような人工公物に対する自然公物としての河川管理の特殊性を言うものであるが、その内容には**技術的制約**ばかりでなく、**財政的制約**、**社会的制約**が挙げられている（同5頁、7頁）。本件においては、**技術的制約**以上に、**社会的制約**、すなわち、下流域の神奈川県管理区間における鉄道との交差部や最下流の藤沢市付近における密集市街地といった、その解消には二、三十年を要する制約が立ち塞がっており、その解消は容易に進まないことは誰の目にも明らかである。その閉塞状況を打開すべく行うものこそが、本件調節池の整備とその後予定される上流部河床掘削である。近年、雷雨型豪雨の発生頻度が増す中であって「下流原則」を、その表現のまま金科玉条のごとく掲げて拱手傍観するとすれば、それは行政の無為無策であるとして強い非難に値するものである。

ウ もちろん、河川整備計画による河川施設等が最終目標の姿となる前の整備途中の段階では、当該河川の想定された危険性（計画降雨での浸水被害の発生）を完全に除去することはできないが、上記の河川管理の特殊性（特に社会的制約及び財政的制約）からしてその危険性の除去は相応の費用と時間がかかるのであって、その例外的取り扱いを正当化するだけの合理性がある場合、いわゆる「過渡的安全性」で足りるとする状況も生じうる。

本件調節池の整備後、本件調節池を担保として（流量増加分を本件調節池に取り込む）、本件調節池の能力の範囲を超えることがないようシミュレーションを行った上で上流部の河床掘削を行うこと（直ちに時間降雨50ミリ対応の河道断面を実現するものではない）は十分な合理性がある。

エ 控訴人らの挙げる前掲大東水害訴訟最高裁判決は、水害が発生した鉄道の駅前密集地の下流部及び上流部で河川整備が先行し、狭窄部が残された駅前密集地での用地買収が進行する最中に水害が発生したという原審認定の事実を捉えて、河川管理の特殊性を述べた上で、水害発生時の河川の整備状況に合理性があるかどうか判断させるために原審に差し戻し、差し戻し後の大阪高裁（昭和62年4月10日判決 判時1229号27頁）は、最高裁の示した判断枠組みに従って河川改修計画並びにその実施状況は合理性・整合性があると判断していることを付言する。

(3) 「4 立証責任」

控訴人らは、控訴人らの主張する侵害行為の違法性の有無を判断するに当たっての考慮要素①ないし④（控訴理由書3頁及び4頁）のうち「③本件調節池の社会的有用性・公共性の内容（建設後の運用によって、控訴人らが被る被害の性質内容を含む）」という考慮要素について、被控訴人が、主張立証する責任を負うべきとするようである（控訴理由書14頁及び15頁）。

しかし、人格権に基づく差止請求権は、控訴人らの個人個人の人格権が受忍限度を超えて侵害される具体的な危険が存することが要件とされるところ、その主張立証責任は、民事訴訟の一般原則に基づき、請求権の存在を主張する者において負担すべきであるから、控訴人らが負担すべきである。

また、上記主張立証責任の点を措くとしても、差止請求の違法性判断における公共性の要素について、被控訴人は原審において十分に説明を尽くしてきたものであり（例えば、原審被告準備書面(1)の第1及び原審被告準備書面(3)の第4等）、その結果として、以下のとおり、原審判決は「本件調節池について、公共性ないし公益上の必要性に欠ける点は見当たらないというべきである。」（原審判決36頁）とする。

すなわち、原審は、本件調節池を整備することについて、公共性及び公益上の必要性が認められることについて、被控訴人（原審被告）の主張を踏ま

えた上で、「(認定した事実関係によれば) 境川においては、これまで時間雨量50ミリの降雨に対応できるように河川整備が進められていたところ、平成24年11月に提出された本件最終報告書において、近年、上記雨量を超える豪雨が増加し、これに伴う水害が頻発していることから、多摩部河川については目標整備水準を時間雨量65ミリに引き上げ、時間雨量50ミリを超える部分については調節池による対応を基本とすべきである旨の提言がされ、それを踏まえて同月に本件整備方針の策定、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改訂、平成27年4月に本件河川整備計画の策定がそれぞれ行われ、これらに従って本件調節池が整備されることになったことが認められるところ、上記提言を踏まえて策定された本件整備方針及び本件河川整備計画についても同様であって、以上によれば、これらに基づいて整備されることになった本件調節池について、公共性ないし公益上の必要性に欠ける点は見当たらないというべきである。」(原審判決33頁ないし36頁)と判示しており、かつ、当該判示は、被控訴人の公共性ないし公益上の必要性についての主張に基づいた適切な判示であり、妥当なものであるといえる。

第2 建設工事について

1 控訴理由書の認否

以下、控訴理由書・第2(16～33頁)記載の事実中、第1審の口頭弁論終結時(令和2年3月23日)以後の事実関係について、認否する。

なお、「8 農業者が受ける損害・不利益」(31～32頁)については、営農者である井上孝男(控訴人目録番号32)及び井上健一(控訴人目録番号51)が控訴を取り下げたため、認否しない(甲45、45の2。被控訴人原審準備書面(3)・14頁～15頁)。

(1) 工事期間及び発生土の量(18頁)

本件調節池工事の期間(準備工から管理棟・機電設備工まで)が10年で

あること、発生する土砂の量が150万トンであることは否認する。

本件工事の期間は8年半を予定しており、「調節池・土工」（掘削工）において発生する土砂の量は約29万m³である。

(2) パイプコンベヤ（19～21頁）

当初の予定では令和2年（2020年）3月にパイプコンベヤの設置を終えることとされていたこと、新型コロナウイルス感染症流行の影響でドイツから来る予定の技術者が来日できず、そのため同年9月の時点で、パイプコンベヤにベルトが設置されていない状態であったことは認める。

現時点でパイプコンベヤの設置が完了できていないこと、不具合が生じたときの修理の際にドイツから技術者が来る必要が生じること、当初の計画のとおり、土砂搬出のためダンプトラックが1日最大約100台、約2年半にわたって走行することになること、及び原判決の判断の前提が覆っていることは否認する。

後記2(2)ウのとおり、現在、試運転が行われており、令和3年2月にはパイプコンベヤの運用ができる状態になって、掘削土が発生する「調節池・土工」（掘削工）の段階に本格的に入る予定であり、工期に遅れは生じているものの、原判決の判断の前提に変更はない。

(3) 工事用車両の通行量（22～23頁）

令和2年9月に控訴人らが行った交通量の調査結果については不知。

同年7月に、河川横断橋（相模原市の国道16号から本件調節池予定地までのルート①（搬入路）上の境川にかかる工事用仮橋）の通行ができなくなり、町田市側のルート②の工事用車両の通行が予定の倍であったことは認める。

しかし、後記3(2)のとおり、河川横断橋に不具合があった事実はない。

(4) こばと保育園の園庭、倉庫（29～31頁）

防音壁（防音パネル）を下げた園庭面積を確保すること（乙42（福永陳

述書別紙2))が何ら対応されていないとの主張(31頁)は否認する。

後記4(1)のとおり事業用地の一部返還に向けて事務手続を進めている。

(5) 不動産の資産価値の下落(32～33頁)

不動産の資産価値が低下したことは否認する。

2 現在の工事状況

(1) 概要(別紙「主な工事内容と工事の影響(予定)」参照)

本件調節池建設工事は、段階的に「①調節池・仮設工」(工事用仮橋、防音パネル、土留・遮水壁、仮設構台の設置等)、「②調節池・土工」(調節池本体部分の掘削等)、「③調節池・本體工」(調節池本体の構築)、「④越流堤工」(境川から本件調節池に洪水を取込む部分(越流堤)の構築)、「⑤管理棟・機電設備工」(管理棟と機械電気設備の設置)と進んで通算して8年半かかると予定しており、平成30年10月に着手されて既に2年3か月が経過した(令和3年1月末)。

(2) 調節池・仮設工の状況

ア 現在、第1段階の「①調節池・仮設工」(予定では1年6か月)中の「準備工」(搬入路舗装工事、支障物撤去移設工事等)(甲8の1・図19～21、乙26図24～26、乙29の1及び2)、「土留壁工」(本件調節池の外周部の地中に土留・遮水壁を構築する。)(甲4の1・図12①・図15及び16、乙29の3、甲64・図4-8及び4-9、乙58の2 空中写真)、「パイプコンベヤ設置工」(後の掘削工において、発生した土砂をゴム製のベルトを円筒状に丸めた「パイプコンベヤ」中に入れて搬出する。)(甲9の1・図10、乙26・図20、甲64図4-2～4-7、乙58の4及び5 写真)及び「その他の仮設工」(工事用仮橋の設置、防音壁(パネル)の設置及び迂回路用歩道橋の設置)(乙26・図28及び29、乙29の1及び2、乙58の2及び3 空中写真)の工程は完了している(別紙【現状】主な工事内容欄・1年目及び2年目)。

イ 「仮設構台工」については鶴間橋上流部に設置する土砂搬出ヤード（仮
栈橋。パイプコンベヤの終端部でダンプトラックに土砂を積み替える。）の
工程は完了し（乙26・図21、乙58の6及び7 空中写真）、一方、本
件調節池予定地に設置する工事用栈橋（仮設構台。「調節池・土工」（掘削
工）で掘削機械の足場となる。）は、掘削開始に必要な部分についての設置
は完了しており（甲9の1・参考資料12①、乙29の4施行断面図、乙
58の2及び3 空中写真）、残りの部分については「調節池・土工」（掘
削工）の本格実施に併せて設置を行っていく予定である（別紙【現状】主
な工事内容欄・2年目及び3年目）。

ウ 「パイプコンベヤ設置工」については、当初、令和2年3月に設置を終
え、令和2年度初めに稼働する予定であったが、ゴム製のパイプコンベヤ
を通す枠組みの設置が完了し、これから枠組みにパイプコンベヤ本体を設
置する段階（乙51）で、世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、
その影響によりドイツから来る予定の外国人技術者の入国が制限されてい
たためベルト同士の接合を行うことができず、令和2年3月から10月ま
でベルトに関する作業が中断した。このような状況を解決するため日本人
技術者を訓練し、令和2年11月から12月にかけてベルト同士の接合を
行い、設置作業は完了している（乙58の4及び5 写真）。

令和2年12月に、土砂を載せていない状態での稼働テストを実施し、
令和3年1月に実際に土砂を載せた状態での稼働テストや遮音板の設置を
行った上で、同年2月以降に本稼働となる見込みである（別紙【現状】主
な工事車両予定台数欄・3年目）。

なお、パイプコンベヤの修理は、上記のとおり訓練を受けた日本人技術
者により対応可能であるし、日常点検、長期点検等のメンテナンス及び補
修に必要な予備材料・プレス機材についても準備し、パイプコンベヤ稼働
後も長期間停止する事態が生じないように計画している。

(3) 調節池・土工の状況

ア 掘削工

掘削工（甲9の1・参考資料12②、甲64・図4-10、乙29の5～7）で発生する土砂（普通土）約29万m³の搬出については、原則としてパイプコンベヤで行うことから、掘削工の開始は、パイプコンベヤの稼働に合わせて行うことになっているが、後記3(1)のとおりパイプコンベヤの稼働が遅れていることから、令和3年1月現在、掘削工の工程はまだ本格的には始まっていない（別紙【現状】主な工事内容欄・2年目及び3年目）。

なお、セメント系改良土（産業廃棄物。本件調節池予定地の表層部で「土留・遮水壁工」及び「仮設構台工」で使用するクレーン等の大型機械の重量に耐えられるよう地盤硬化剤が使用されている土）（乙29の2）等については、パイプコンベヤでの搬出の対象外（乙42・3頁）であり、地中連続壁工（土留工）等の工程で予定していた10トン蓋付タンク車1日平均約25台という台数を参考として運用を行っており（乙42（福永陳述書別紙1））、ダンプトラックの通行台数が大幅に増加したことはない（別紙【現状】主な工事車両予定台数欄・2年目及び3年目）。

イ 土留工

令和3年2月からの上記ア掘削工の本格実施に伴い、アースアンカーの施工を開始する（甲9の1・参考資料12②、甲64・図4-10、乙29の5～7）。

3 予定からの変更点とその影響

(1) パイプコンベヤの稼働の遅れ

現在、パイプコンベヤの稼働については、上記のとおり10か月ほど遅延している。これに伴い、「調節池・土工」（掘削工）の開始はパイプコンベヤの稼働に合わせて行うこととされており、パイプコンベヤが稼働できない状

況において(上記2(2)ウ)、「調節池・土工」(掘削工)の開始が遅れている(別紙【現状】主な工事内容欄・3年目)。

しかし、管理棟設置工事の工程の工夫等により、パイプコンベヤの稼働の遅れによる影響は可能な限り抑えられると考えるため、原判決の前提に変更はない。

(2) 工事中用仮橋(河川横断橋)が使用できなかった期間について

相模原市の国道16号から本件調節池予定地までのルート①(搬入路)上の境川にかかる工事中用仮橋部のたもとで土留・遮水壁工が行われた時期(6月12日から7月15日までの24日間)において、ルート①は一時的に使用できなかったため、10トン蓋付タンク車等が本件予定地から都道56号線に至る町田市側のルート②(搬出路)を搬入・搬出路として使用する必要性が生じ、工事中車両の通行量が予定していた平均約25台の概ね2倍である平均約50台になるとともに、工事中車両がすれ違う事態が生じた。

しかし、当該箇所の土留・遮水壁工は既に終了し、現在、相模原市側のルート①の通行は可能となっている。

また、上記期間については、交通誘導員を適正に配置し、徐行ルール(15km/h以下)を徹底して通行の安全性を確保していた。

したがって、予定からの変更が生じているものの、影響は可能な限り抑えられており、原判決の前提に変更はない。

4 現在も継続している本件工事に伴う被害防止又は軽減のための対策

(1) こばと保育園関係

本件調節池予定地の所有者である町田市から、こばと保育園の保育園用地を確保し、同保育園の認可基準を満たすため、事業用地の一部返還について依頼があったことから、被控訴人は町田市と防音パネルを約3.4mセットバックし約80平方メートルの面積を町田市に返還する旨の協議をしている(乙59号証、R2.12.7東京都協議文書)。

同セットバック工事は、境界近くで工事を行う必要がある「土留・遮水壁工」が終了すれば着手できるところ、「土留・遮水壁工」は上記2(2)アのとおり完了し、セットバックバック工事についても令和2年12月に完了して保育園側に空地を作出しており、令和3年1月以降に事業用地の一部の返還ができるよう事務手続を進めているところである（乙60の1及び2 空中写真）。

なお、保育園で資材保管庫として使用していた倉庫については、既に工事の早い時点から、防音パネルを予定地側に後退させて設置できるようになっている（乙60の1及び2 空中写真）。

(2) 代替地関係

西田スポーツ広場を利用することができなくなる利用者の負担軽減のため、引き続き代替地の確保に向けた調整をしている。

第3 本件調節池の必要性について

控訴人らは、控訴理由書第3（34頁～60頁）において、本件調節池には有用性・公共性がないと主張するが、その内容は原審における主張の繰り返しであるから、以下、本件調節池の必要性についての被控訴人の従前の主張の骨子を述べるに留めることとする（略称は、原判決の例による）。

1 東京都における中小河川整備方針（平成24年 乙2）

- ・ 都内の中小河川については従前時間雨量50ミリ対応の水準で整備されてきた。
- ・ 近年、豪雨型降雨の増加による洪水被害が発生していることから、整備水準を区部75ミリ/時、多摩部65ミリ/時へ引き上げることが必要となっている。
- ・ 従前より増える分については、流域対策と調節池を整備することで対応する。

- ・ 洪水被害は、降雨による河川流量増加のピーク時に生じるが、調節池はこのピーク時に洪水を取込んで水位を下げる作用があり効果的。公共用地（公園、道路）の地下に設置することで、用地の取得に要する資金と時間をかけずに、早期に整備することができる。

2 東京都豪雨対策基本方針の改定（平成26年 乙3）

- ・ 上記中小河川整備方針を踏まえ、役割分担として、①流域対策（浸透ますの設置等）により時間雨量10ミリ相当の雨水流出抑制、②河道整備、下水道整備により時間雨量50ミリ相当まで、③貯留施設等の整備により、区部は時間雨量15ミリ相当、多摩部では時間雨量5ミリ相当の対応を目指す。

3 境川の特性と本件調節池の整備効果

- ・ 境川の被告管理区間（約10.5km／全長約52km）は、時間雨量50ミリ対応の護岸整備がほぼ済んでいるにもかかわらず、下流神奈川県管理区間で河川整備が遅れていることから、河床を掘り下げずに時間雨量30ミリ対応の流量に抑制している。
- ・ 境川は堀込構造ではあるものの、沿川は都市化が進み、過去12年間に4度、被告管理区間において溢水又は溢水直前の状況が発生し、都内においても整備の優先度が高い。
- ・ 平成24年中小河川整備方針（多摩部65ミリ対応）及び平成26年豪雨対策基本方針改定を受けた平成27年本件河川整備計画（甲1）では、被告管理区間において、総量約76万m³の調節池を整備するものとされ、その一環として、平成30年10月、約15万m³の本件調節池の整備事業に着手した。今後、引き続き上流域に調節池を整備していく（なお、令和2年には、本件調節池の上流で貯留量約5万m³の境川木曾東調節池の整備事業に着手した。甲87）。
- ・ 本件調節池は、本来の役割はその下流域（被控訴人管理区間約10km中の2.5km）の浸水被害を軽減するものだが（下流域への整備効果）、より上流

に別の調節池が整備されるまで暫定的に、本件調節池を担保にして（増加する流量を取込むことを想定して）上流部の河床掘削（シミュレーションを行って、本件調節池の能力を超えないよう最適な規模（位置、掘り下げる深さ）で施行する。）を行うことにより、上流部の流下能力を増やして上流域の浸水被害軽減にも寄与するよう機能させる（上流域への整備効果）。

4 控訴人らの主張への反論

- (1) 控訴人らは、従前溢水が発生した地点（町田市中心部）よりも下流で、かつ神奈川県境まで2.5kmしかない地点に、巨費を投じて本件調節池を作る意味がないと主張する（控訴理由書53頁、甲88の2、小田中22頁～24頁）。

しかし、本件河川整備計画上、時間雨量65ミリの降雨に対して、全長約1.0kmの東京都管理区間には全体で約76万 m^3 の調節池が必要であり、その最下流域で全体の4分の1の地点に貯水量約15万 m^3 の本件調節池を作ることには合理性がある。

また、本件調節池を担保として上流部の河床掘削を行うことにより、他の調節池が整備されるまで暫定的に（過去に水害が発生した）上流域の治水安全度を向上させることができる。

- (2) 控訴人らは、上流部の河床掘削を行うことにより、下流域には水害発生の可能性が高まると主張する（控訴理由書40頁、47頁～50頁）。

しかし、河床掘削はシミュレーションを行って本件調節池の能力（貯留量約15万 m^3 ）の範囲で施行するのであって、それにより従前より水害発生の危険が高まることはない。

第4 求釈明について

○求釈明事項

本件調節池が都市計画決定を経していないことに関して

(1) 本件調節池は都市計画法上の「都市施設」であるか

(2) 本件調節池が被告及び町田市において都市計画決定を経ていない理由

(回答)

(1)について

調節池は、都市計画決定をする場合には、これを「防水の施設」（都市計画法11条1項14号、都市計画法施行令5条）として取り扱うことが望ましいとされている（国土交通省・都市計画運用指針（第10版））。

その意味では、本件調節池は同法4条5項の「都市施設」である。

(2)について

都市計画法（以下「法」という。）11条1項は、「都市計画区域については、都市計画に次に掲げる施設を定めることができる」と規定されており、従って、都市施設について必ず都市計画に定めること（都市計画決定を経ること）とはされていない（乙61）。

よって、本件調節池についても、都市計画決定を経なければならないものではない。

そもそも、都市計画とは、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章（法第2章：代理人注）の規定に従い定められたもの」であるところ、「都市施設」について都市計画決定がなされれば当該施設は「都市計画施設」という地位を取得し（法4条6号）、その効果として、いわゆる都市計画制限（法1条、第3章第2節（都市計画施設等の区域内における建築等の規制））がかかり、将来の事業者による用地取得の障害を除去し、さらに用地取得においては都市計画事業認可（法4条15号、59条）を取得することでいわゆる土地収用特権が付与されて強制収用が可能となるものである（法69条）。

事業者が予定する都市施設の予定地が事業者以外の者の所有である場合には、上記の方法により将来的に円滑な用地取得を確実にしておく必要がある。しか

しながら、事業者が所有する土地に都市施設を設置する場合、上記の都市計画制限や土地収用特権は不要であるから、原則として都市計画決定を経ることは必要でないし、法律上も求められていない。都市計画法上の「都市施設」であるが「都市計画施設」ではないものも当然に予定されているのである（乙61・204及び205頁）。

本件調節池建設予定地は町田市が所有するところ、被控訴人は町田市と協定を締結して権原を取得の上、本件調節池を設置するものであるから（基本協定書（甲12）10条）、やはり都市計画決定を経る必要はない。

なお、東京地方裁判所昭和52年7月5日判決（判例時報863号35頁）は地下鉄建設に関して「（都市計画）法11条1項は都市計画に定めるべき施設として都市高速鉄道等を列挙しているが、同条の趣旨からして、都市計画決定権者は、必要と認めるもののみを定めれば足り、都市計画事業として都市施設の整備を行う必要がなければ、都市施設（都市計画施設：代理人注）として定める必要はないのであるから、地下鉄を都市施設（前記と同じ：代理人注）として定めるかどうかは、都市計画決定権者の判断にゆだねられ、地下鉄の建設がすべて都市計画に定められた上で施行されなければならないものではない」と判示している。

主な工事内容と工事の影響(予定)R3.1.7作成

別紙

